

「1回だけ」のつもりが定期購入に!?

＜今回の相談事例＞

「関節に効くサプリメント 500円」というテレビCMを見て、電話で注文した。1回だけだと思っていたら、1か月後にまた商品が届き、今度は5,000円の振込用紙が入っていた。驚いて業者に連絡をすると「お試し価格で購入する場合は定期購入が条件。4回目までは解約ができない」と言われた。定期購入するつもりはなかったのに、解約はできないのだろうか。
(70代男性)

【アドバイス】

●注文をする前に内容をよく確認しましょう！

テレビCMやテレビショッピングの場合は、情報の表示時間が限られているため、つい、商品の印象やお得感ばかりに気を取られてしまいますが、契約内容や解約条件などを見逃さないようにしましょう。また、電話で注文する際に、オペレーターが定期購入等の説明をする場合もありますので、しっかりと説明を聞き、不明な点がある場合は、自分から質問し、納得してから注文しましょう。

●通信販売はクーリング・オフ制度は適用されません。

通信販売は、消費者自らが広告等でしっかり検討したうえで「これを買おう」と判断することができるため、クーリング・オフ制度は適用されません。解約については、業者が記載している内容に従うこととなります。今回の相談は「解約は4回目までできない」と記載がありますので、それまでは定期購入を解約することはできません。ただし、契約条件によっては返品できる可能性もあります。

●困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)



まもりん



みもりん